

幼稚園入園事業特区

都道府県名：

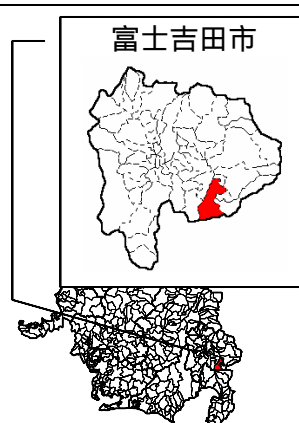
山梨県

申請主体名：

富士吉田市

区域の範囲：

富士吉田市の全域



特区の概要：

市内の幼児の数が減少し、他の子供と共に活動する機会が減少していることから、三歳未満児の幼稚園入園の特例により幼稚園への入園を促進し、幼児期における社会性の涵養を図り、心身の発達を助長する。

適用される規制の特例措置：

・ 三歳未満児の幼稚園入園の容認

